板橋区立図書館資料保存基準【新旧対照表】

新	旧	備考欄
3　視聴覚資料 　資料的価値が高く将来的な利用が見込まれる資料は保存する。保存にあたっては、資料の内容、形態、状態、所蔵資料の構成等を考慮のうえ、その資料的価値が時代に適しているかを適宜評価するものとする。	3　視聴覚資料 ~~汚損・破損等により利用に供することが適当でない資料を除き、保存する。~~	（変更）
付　則 1　この基準は、令和６年１月１日から施行する。		（追加）